事 務 連 絡 令和 5年 9月 4日

各消防本部 消防長 殿

救急搬送体制連絡協議会 メディカルコントロールWG長 中 尾 篤 典

特定行為実施後の傷病者の消防ヘリへの引継ぎについて(通知)

標記については、次のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

地上救急隊が特定行為を実施した傷病者の搬送を消防ヘリが引継ぐことについては、当該特定行為を実施した地上隊の救急救命士の同乗、もしくは当該特定行為に対応する資格を有した航空隊の救急救命士(MC体制下にあるものに限る。)又は医師の同乗がある場合を除き、原則としてこれを認めない。

また、他県航空隊が特定行為を実施した傷病者の搬送を県内の地上救急隊が引継ぐ場合も同様とする。

なお、上記の要件を満たした上で引継ぎを行うとして、当該特定行為を実施した救 急救命士の同乗がない場合は、各地域MCで使用している搬送確認書等を用いて適切 に引継ぎを行うこと。